平成２４年（フ）第８３１７号
東京都葛飾区細田４丁目５－９－203
債務者　横山　亀治
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３１８号
東京都葛飾区細田４丁目５－９－203
債務者　横山　英美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３１９号
東京都北区滝野川７丁目48―13―103
債務者　村上三枝子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３３２号
東京都新宿区西新宿５丁目21―10―407
債務者　粥川　義朗
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３４０号
東京都大田区千鳥１丁目15―18
債務者　佐野　紀子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３５４号
東京都日野市大字宮269―１
債務者　相沢　正光
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３５５号
東京都武蔵野市緑町２丁目６－６－101　武蔵野緑町２丁目第３アパート
債務者　古庄　桃子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３５６号
東京都練馬区関町南３丁目32―20―505
債務者　加藤　賢一
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３５７号
埼玉県加須市礼羽481－２　ベルハウスＡ－203
債務者　庄司　正則
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３６４号
東京都豊島区池袋本町３丁目17－８－203
債務者　北原　　健
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３６７号
東京都新宿区上落合１丁目９－５－205
債務者　佐藤　麻里
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３６９号
東京都豊島区南長崎５丁目18―12―201
債務者　伊藤　博美（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３号
北海道帯広市西21条南３丁目35番地20　２Ｆ
債務者　細川　幸則（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第８３３１号
東京都江東区三好３丁目３－４－103
債務者　藤澤　正夫
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１２６９６号
東京都足立区西伊興２丁目４－18、開始決定時の住所東京都足立区伊興１丁目24－16－302
破産者　林　　英司
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９０３号
神奈川県横須賀市日の出町３丁目13番地
破産者　小泉　秀樹
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部